

規制シート(様式)

(別紙1)

070196001050001

平成27年6月26日

規制の名称	都道府県公安委員会による軽車両の乗車人員の制限	所管府省	警察庁
根拠法令等	道路交通法(昭和35年法律第105号)第57条第2項	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	交通局交通企画課長 早川 治
規制目的	道路における危険を防止し、その他交通の安全を図ること。		
規制内容の概要	都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、軽車両の乗車人員の制限について定めることができる。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>軽車両については、自動車等と比較し、その危険性が少ないため、乗車人員について法律で全国一律に定める必要性はないものと考えております。</p> <p>また、乗車人員に係る規制の要否、内容については、通行する交通環境によっても変わりうるところ、交通環境は地域によって異なるため、都道府県公安委員会規則で定めることが適当であると考えておりますが、道路交通は、軽車両による場合であっても都道府県の区域を越えて行われることが多いことから、隣接する都道府県等との均衡を十分に考慮すべきと考えられるところ、必要に応じて、都道府県警察を指導してまいりたいと考えております。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)			
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>